様似町教育委員会規則第６号

様似町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月１４日

様似町教育委員会

教育長　秋山寛幸

様似町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

様似町立学校施設の開放に関する規則（昭和５２年様似町教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

開放の種類	施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	校庭	土曜、日曜、祝日、長期休業日	午前９時から午後７時まで
		平日	午後４時から午後７時まで
	小学校体育館	土曜、日曜、祝日、長期休業日	午前９時から午後９時まで
		平日	午後４時から午後９時まで
	中学校体育館等	土曜、日曜、祝日、長期休業日	午前９時から午後９時まで
		平日	午後４時から午後９時まで
	小学校プール	平日	午後６時から午後９時まで
文化活動開放	空き教室等	土曜、日曜、祝日、長期休業日	午前９時から午後９時まで
		平日	午後４時から午後９時まで

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。